平成２４年（フ）第４３０号
埼玉県川口市大字東内野368番地の２　第一友和ハイツ105号、旧住所埼玉県川口市前川４丁目34番７号
破産者　杉本　幸雄
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第９２号
茨城県ひたちなか市大字馬渡2866番地　市営弥生アパートＢ棟１－８号、旧住所茨城県ひたちなか市大字中根4846番地４　東洋ハイツ205号
破産者　鈴木　昭三
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
埼玉県所沢市喜多町12番12―301号アヴィオン１
破産者　奥冨　省子
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第８７号
埼玉県所沢市大字上山口1858番地の11　グリーンヒルズ102
破産者　尾形　丈人
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９７号
埼玉県川越市霞ヶ関東１丁目11番地16　レピュート霞103号室
破産者　望月　秀郎
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３１号
埼玉県日高市大字原宿138番地25　フォレストビューラー参番館201、前住所埼玉県日高市大字鹿山742番地２
破産者　小峰　辰夫
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２３３号
埼玉県所沢市大字牛沼172番地の３サニーハイム102
破産者　渡邊　　保
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第７６０号
札幌市東区丘珠町872番地12
破産者　寺内　きよ
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１８号
宮城県岩沼市土ケ崎４丁目15番18―103号、従前の住所宮城県岩沼市吹上１丁目７番13号レオパレスＦＵＫＩＡＧＥ107号
破産者　高橋　佳代
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８２号
秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字岩子135番地
破産者　芹田　　純
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第２２９号
群馬県太田市龍舞町1757番地
破産者　武井　俊夫
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第３９号
川崎市多摩区登戸679番地１　カーサヴェルデ201、前住所川崎市多摩区中野島５丁目１番１―1403号
破産者　渡邊　鉄矢
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５８号
川崎市宮前区馬絹573番地５　サンマリーナ宮崎台302、開始決定時の住所川崎市宮前区宮前平３丁目13番地25　グローリア初穂宮前平202
破産者　田中　　茂
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５９号
川崎市宮前区馬絹573番地５　サンマリーナ宮崎台302、開始決定時の住所川崎市宮前区宮前平３丁目13番地25　グローリア初穂宮前平202
破産者　田中富美恵
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６８号
長野県飯山市大字豊田4046番地
破産者　上野　正俊
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６７３号
愛知県尾張旭市東本地ケ原町３丁目66番地２
破産者　ボディケア・リラクルことラブボディこと　鈴木　正則
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部